

高齢者の方のすまいに関するサービス

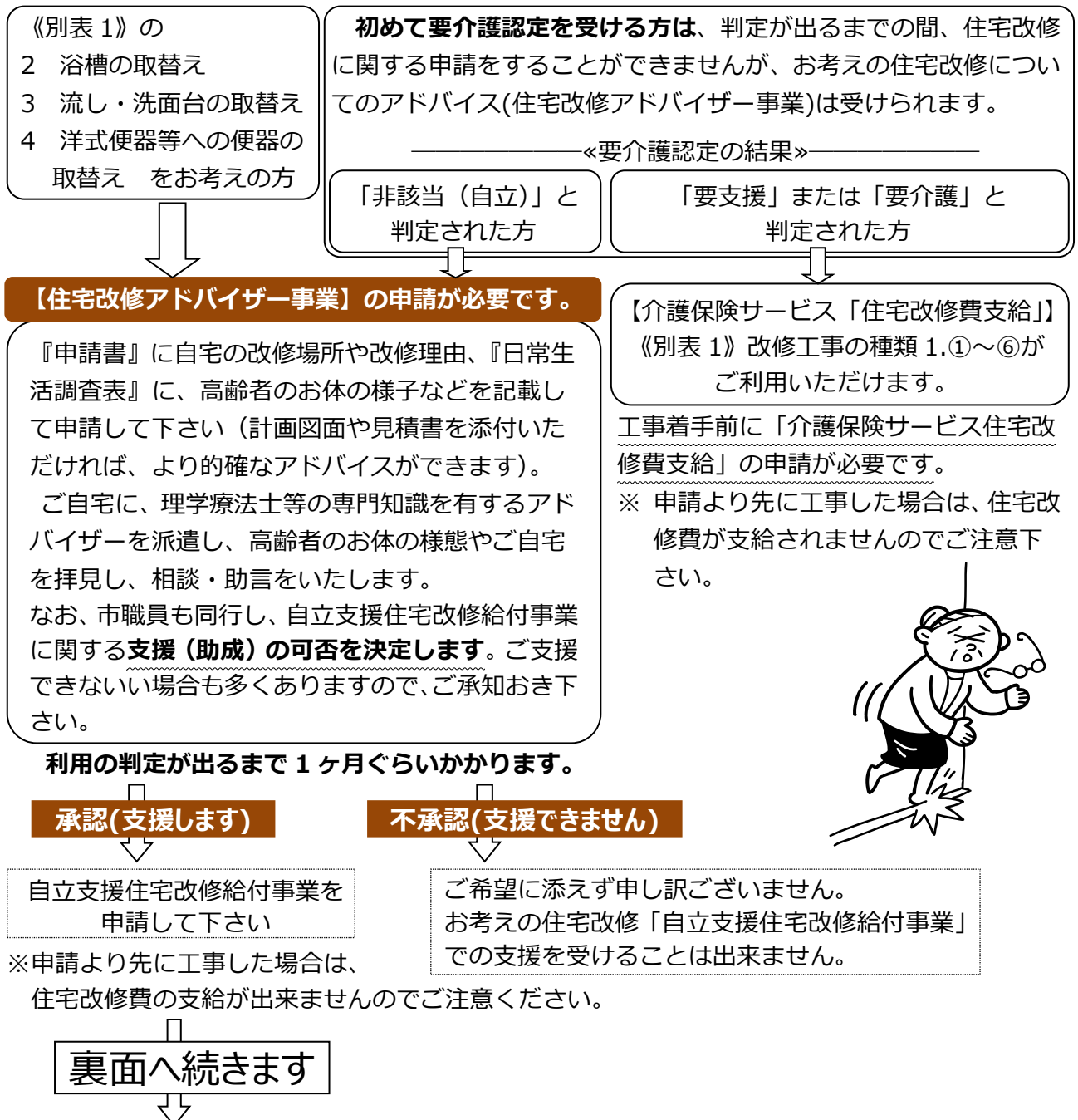
65歳以上の自立または虚弱な高齢者が、自宅で生活するにあたり、日常生活の動作に困難(不安)があり、転倒予防や動作の容易性の確保、介護者の軽減等を図るために、福祉用具や日常生活用具などを活用しても改善が図られず、住宅改修をお考えの方。

(元氣な方が今後に備えてリフォームする場合は対象となりません。)

1. まずは、介護保険要介護認定を申請して下さい。

住宅改修にかかる費用の助成及び給付については、『介護保険制度』と『自立支援(高齢者サービス)』の2種類ありますので、介護保険要介護認定申請が必要になります。

要介護認定申請は、ご本人ご家族でも申請が可能ですが、包括職員やケアマネにご相談しておいていただくことをお勧めします。



2. 『自立支援住宅改修給付事業』を申請して下さい。

- ① 「住宅改修アドバイザー事業の結果について(報告書)」の指摘事項に基づき、修正した図面・見積書等を添付して申請して下さい。
 - ※ 「介護保険サービス住宅改修費支給」も併せて利用をお考えの方は、この時に介護保険課へ申請して下さい。
 - 住宅改修の内容が、指摘事項のアドバイスと違う場合等には、申請に対して決定できないことがありますのでご注意ください。
- ② 『決定通知書』『工事完了届』を「ご本人宛」に送付します。併せて施工予定業者(見積業者)にも『決定通知書』を送付しますので、施工業者へ連絡し工事を始めてください。
 - **工事が始められるまでに、1ヶ月程度かかってしまいます。**
- ③ 工事完了後、『決定通知書』をもとに、施工業者に代金をお支払下さい。また『工事完了届』に署名押印をし施工業者へお渡しください。

3. 費用

アドバイザー事業について・・・無料です。

自立支援住宅改修給付助成事業について・・・1割～3割が自己負担となります。

(負担割合は所得により異なります。)

給付基準額(給付限度額と対象外を除く見積額とを比較し低い額)までの9割～7割を市が負担します。給付基準額以上及び事業対象外は全額自己負担となります。

《別表1》助成対象となる改修工事の種類【()は、給付限度額】

1 生活の質を確保するための改修・・・(200,000円) ① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止・移動の円滑化等のための床材変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事
2 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事・・・(379,000円)
3 流し・洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事・・・(156,000円) (車いすに対応したものへの取替えに限る)
4 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事・・・(106,000円) (ただし、介護保険サービスの住宅改修費支給を優先し、給付限度額を超えた場合に本事業の自立支援住宅改修給付事業の申請が可能になります。)

【お問い合わせ】立川市高齢福祉課業務係

電話 042-523-2111 内線 1475